

仕様書

1 件名

高島平交通分析シミュレーション業務委託

2 契約の目的

本業務では、車両の交通流を取得・分析し、シミュレーションを行うことで、EBPMに基づいた空間づくりを試行的に行い、高島平地域のまちづくり推進につなげていくことを目的とする。

3 委託期間

契約確定日から令和9年3月31日まで(令和9年度は令和10年3月31日まで、令和10年度は令和11年3月31日まで)

※契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

4 履行場所

区指定場所

5 対象エリア

高島平1丁目～9丁目

6 前提条件

区では、高島平駅周辺において再整備事業等を含めたまちづくりを行っている。本業務委託では、これらの地域の整備内容・課題を踏まえた上で、データの採取・分析・シミュレーション・実証実験を行っていくことを前提条件とする。

また、交通量の調査及び推計を令和6年度に行っており、この調査結果の利用も前提条件とする。

7 業務内容

«共通»

- ① 業務開始前に実施体制及び全体スケジュール・作業計画書を作成し提出すること。
- ② 本業務に必要な資料のうち本区が所有するものは、必要に応じて貸与を受けることができる。資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成して本区に提出

するものとし、貸与された資料は、業務完了時に全て返却すること。本区が所有する資料以外の資料については、受託者の責任において収集すること。その際、第三者が権利を有するものかどうかを調査し、権利を侵害しない方法により使用すること。

- ③ 実証実験に伴う官公庁への届出等で発生する費用(使用料・占用量等含む)についても実証実験費用に含む。
- ④ 本業務は 令和8年度～10 年度の3年間での分析・検証を行うものであり各地域における、それぞれの年度における業務内容は以下のとおりである、

【令和8年度】

交通データ取得・分析、車両・歩行者シミュレーション、推計、可視化

- ① データによる交通危険個所の把握
- ② 類似交差点の交通量(車両・自転車・歩行者)調査
- ③ 交通安全対策の事例収集
- ④ 歩行者・車両シミュレーションによる交通量推計(区画道路1号)
- ⑤ 推計結果の3D 可視化(区画道路1号)
- ⑥ 地域住民の交通課題把握及び地域交通安全協議体の形成検討・補佐
- ⑦ 分析によって抽出された課題への対応策(空間整備・実証実験・マナー啓発)の検討

【令和9年度】

交通データ取得・分析、実証実験、住民意見交換

- ① 駅南北の自転車流動調査・マナー実態調査
- ② 自動車等に関する実証実験の企画・実施(類似交差点まわり、区画道路1号まわり)
- ③ 実証実験効果検証
- ④ 住民との意見交換
- ⑤ 関係者協議
- ⑥ 駐輪場の需要調査
- ⑦ 高島平緑地への自転車専用レーン実証実験(W.S 含む)

【令和 10 年度】

実証実験、安全普及啓発

- ① 自転車等に関する実証実験の企画(安全対策・安全啓発)
- ② 実証実験の効果検証
- ③ 住民との意見交換

- ④ 地域への結果発信
- ⑤ 関係者協議
- ⑥ 将来のまちづくりと交通導線を見据えた南北の自転車流動・マナーデータ整理

8 体制

- ① 本件従事者の氏名、本件における担当業務、主な保有資格及び業務実績を記載した従事者名簿を契約締結後速やかに提出すること。
- ② 本件に関する一部業務の再委託を行う場合は、委託先会社及び委託業務内容を記載した開発体制図を作成し、事前に区の承認を得ること。
- ③ 設計、構築、テスト、検証、研修の各工程でプロジェクトの適切な管理をすること。
- ④ プロジェクトマネージャー1名を選任し、総合窓口としての役割を担当すること。また、主任技術者は同様業務の経験があり、3年以上の経験を有すること。

9 管理方法

- ① 契約締結後、速やかに作業計画書を作成し、区の承認を得ること。
- ② 委託期間中は原則として、週に1回以上、打合せまたはメール等により課題管理や進捗状況について報告し、議事録を作成すること。
- ③ 提出する資料については、社内でレビューを実施し、区の承認を得ること。

10 提出物及び納品物

以下のものを提出又は納品すること。ただし、著作権やシステム上やむを得ない事由により納品が難しいものに関しては、理由書を提出し、区の了承を得ること。なお、納期については別途区と協議のうえ決定し、期日までに速やかに提出または納品すること。

なお、電子データは HDD または SSD 外付けポータブルドライブに格納し、納品するものとする。

- ①従事者名簿
- ②作業計画書
- ③各種データ(分析・推計・シミュレーション結果)
- ④報告書
- ⑤完了書

11 支払方法

履行確認後、請求に基づき一括で支払うものとする。

12 運搬責任

委託業務にかかる物品、資料及び納入すべき物品等の運搬が必要な場合は、別に定めがある場合を除き、受託者の負担と責任で行うものとする。

13 著作権について

- (1) 受託者が納入するすべての成果物の著作権は、契約金額の入金完了をもって区に帰属する。
- (2) 受託者が従前から有していた著作権は受託者に留保されるものとし、区は当該契約に基づいて自己利用するために必要な範囲で、これらを著作権法に従い利用できるものとする。
- (3) 業務の履行に関し新たに著作した成果物の著作権は、区に帰属する。
- (4) やむを得ない事由により著作権の帰属が難しいものに関しては、理由書を提出し、区の了承を得ること。

14 契約不適合責任

- (1) 保守対応作業あるいは運用作業の完了後1年以内の間に、受託者の行った作業に契約不適合が発見された場合は、受託者はその修補の義務を負うものとする。
- (2) 受託者が前項に基づく修補を実施したにもかかわらず契約不適合が解消されなかった場合、受託者は当該契約不適合による運用への影響を最小限に抑えるための改修案を提示し、区の了解を得たうえで無償により改修を実施するものとする。

15 損害補償

受託者は、前条の事由により相手方に損害を与えた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、発生した直接間接の損害額について、区に賠償するものとする。

16 その他

- (1) 委託の履行に際して、ディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。
- (2) 区が、委託作業期間中に受託者の業務履行状況の確認を目的として、受託者（再委託先を含む）の作業場所への立ち入り検査を実施する際は、協力すること。
- (3) 作業の実施方法、契約内容の詳細、仕様書に定めのない事項、又は業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、当該作業にて発生する経費を含め、区と受託者が協議のうえ決定すること。
- (4) 本委託により知り得た個人のプライバシー等に関する事項については、別紙「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」による。

17 担当

板橋区都市整備部都市計画課調整・都市基盤DX係 藤江・曾田
〒173 - 8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 本庁舎北館5階
TEL:03 - 3579 - 2566
メール:t-dx@city.itabashi.tokyo.jp